

複数の企業が共同で事業を実施する共同企業体。DB方式では、設計者と施工者などが連携し、設計・施工を一括して担う。
また、地元企業を構成員とするJVは、地域の実情や施工条件に精通した地元企業の知見を活用するとともに、地域経済への波及や技術力向上が見込まれる。

最低出資比率の仕組みと、事業規模による負担規模の変化（建設業）

対象：松本市建設工事共同企業体運用要綱（平成8年告示第227号）の規定による特定建設工事共同企業体（特定JV）

① 制度の要点

構成員数	各構成員の最低出資比率
2者	30%以上
3者	20%以上
4者（特に大規模・多工種の場合）	15%以上

代表者：施工能力の大きい者。出資比率は構成員中最大

組合せ：原則、最上位等級に属する者のみ

② 最低出資比率が設けられている意義

形式的参加の防止

実質的な関与

責任分担の明確化

履行能力の確保

損益・リスクの分担

技術力結集の実効性

→ 構成員に実質的な責任と役割を持たせる合理的な仕組み

③ 比率は一定でも、負担の絶対額は事業費に比例

最低出資比率

×

事業費

=

各社が担う
負担規模の目安

事業費（仮定）	2者 30%	3者 20%	4者 15%
50億円	15億円	10億円	7.5億円
100億円	30億円	20億円	15億円
150億円	45億円	30億円	22.5億円
200億円	60億円	40億円	30億円

注意 上記の額は現金を一括拠出する額ではなく、各社が担う事業規模の概念値（資金・人員・機械等を分担）を示す。

本事業における競争性への影響と、検討視点

④ 競争性への影響の構造（想定）

事業費の増加 → 各社の負担規模が増加

資金・技術者・実績等を満たす **地元企業が限られる可能性**

JVを組成できる組合せが減少

提案参加者数が減少する可能性

競争性が低下する可能性
(不調・不落リスクも)

⑤ 制度の目的とトレードオフ

出資比率の効果

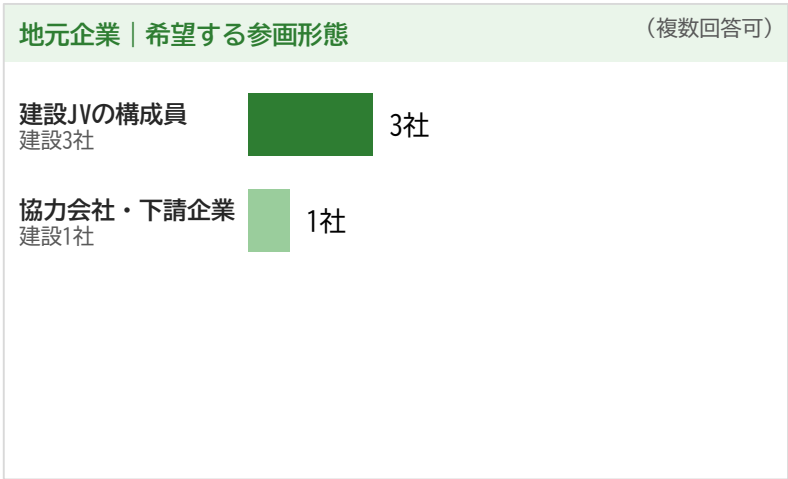
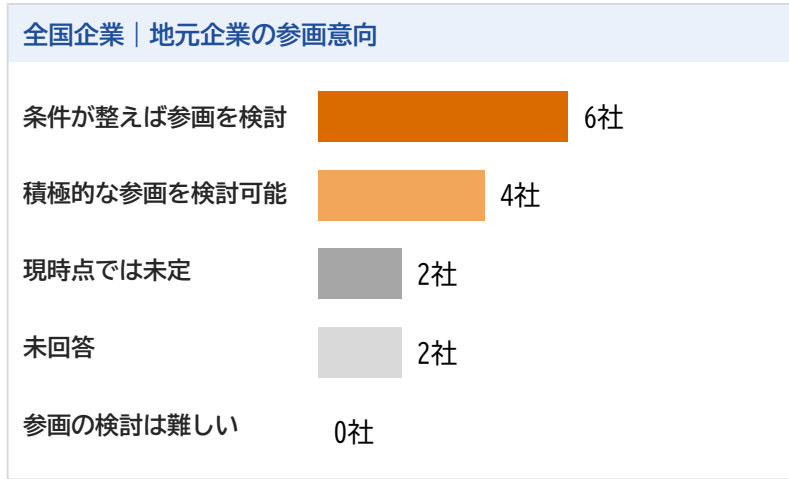
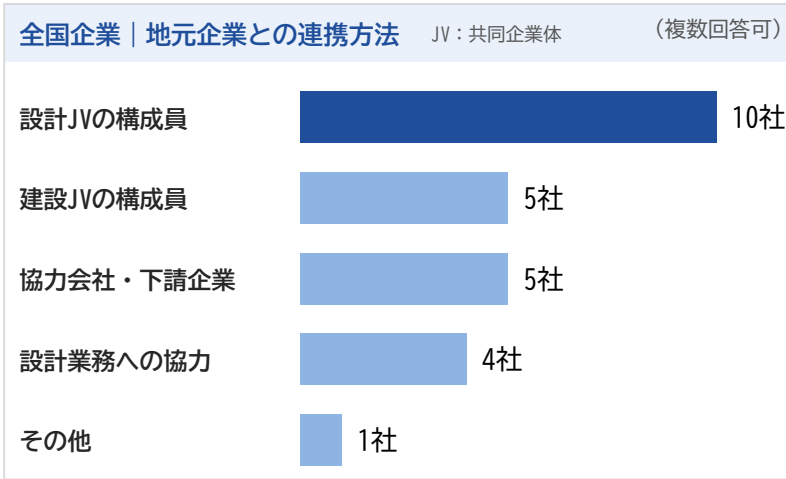
- ・ 責任ある参画
- ・ 履行能力・品質の確保
- ・ 形式的参加の防止

大規模案件での課題

- ・ 地元企業の負担増加
- ・ JV組成パターン減少
- ・ 応札者数減少の可能性

出資比率が同じでも、事業規模によって実際の負担額は異なるため、割合だけでなく金額でも妥当性を確認する必要がある。

市場調査について（抜粋）



アンケート結果から
確認できた事項

- ・全国企業から、設計JV・建設JVなど複数の形態による地元企業との連携意向が示された。
- ・全国企業は、条件が整えば参画を検討との回答が一番多く、参画困難との回答はなかった。
- ・地元企業からは、建設JVの構成員としての参画意向が示された。

競争性低下のリスクや調査結果を踏まえた発注方針案

1 地元設計事務所の参画を必須化

応募要件（必須）

- ・設計JVの構成員として、地元設計事務所の参画を応募条件とする。
- ・地域特性・行政需要・周辺環境に関する知見を設計へ反映する。
- ・形式的な参画とならないよう、担当業務、役割及び責任を提案書に明記させる。

2 地元建設企業の参画を加点評価

審査項目（加点）

- ・建設JVへの参画を評価対象とする。
- ・地元建設企業の参画割合、担当業務、技術者配置及び実施体制を総合的に評価する。
- ・単に企業名を掲げるのではなく、具体的な業務内容と実施体制を確認する。

地元建設企業の参画自体は必須条件ではなく、提案内容に応じた加点評価とする。

3 地元貢献額30%を必須条件とし、超過分を加点

30%：必須条件

超過分を段階的に加点

- ・契約金額に対する地元貢献額最低30%を義務付ける
- ・30%を応募・履行上の最低条件とし、30%を超える提案について段階的に加点する。
- ・契約後は、発注先、金額、内容及び実績を確認・報告させる。

30%未満：要件未達

30%：最低基準達成

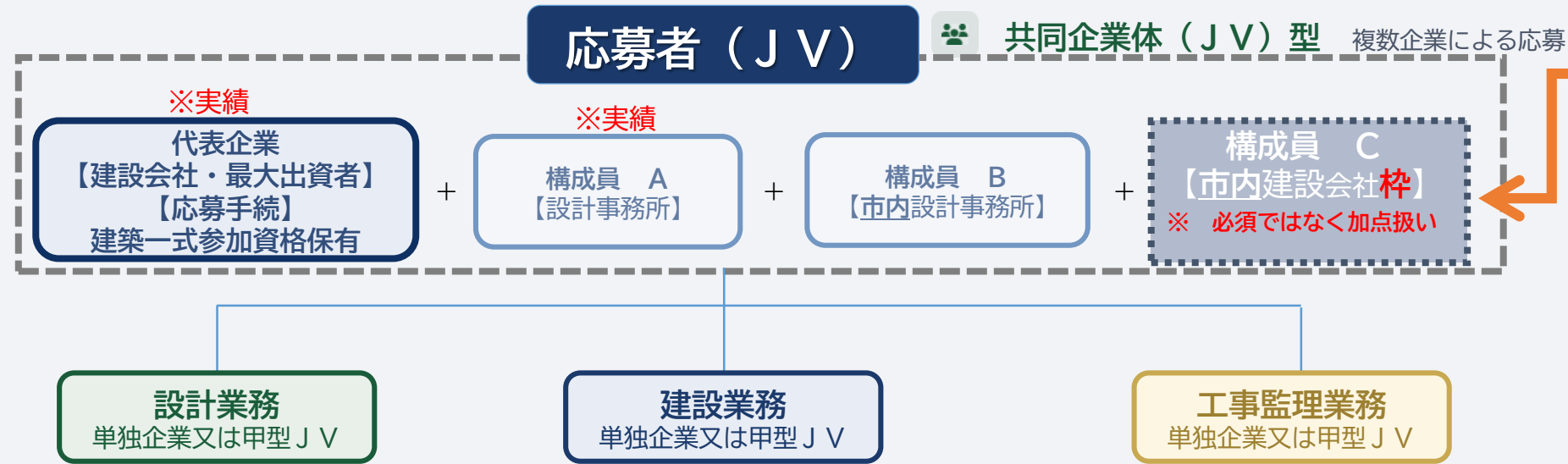
30%超：加点対象

項目	地元設計事務所の参画	地元建設企業の参画	地元貢献額（市内企業への発注等）
取扱い	必須	加点	30%を必須、超過分を加点

「参画機会の確保」と「地域への実質的な還元」
を両立する公募条件を設定

JV構成パターン（設計・建設・工事監理の責任体制を明確化）

基本構成パターン



※ 地元貢献額として
市内企業への発注額
等は最低30%義務化。
それ以上は加点評価

※ 市内建設会社が参画
しない場合でも、審査
において十分に競争可
能な配点とする。

※ 甲型JV: みんなで一体となって実施する

✓ 他の応募JVへの重複参加は禁止

✓ 建設JVは松本市建設工事共同企業体運用要綱の規定による。

・ 構成員：2～3者（最大4者） ・ 施工実績・技術者配置が必要

受注者は、本事業に係る契約金額の30%以上を地元貢献額として市内事業者等へ発注するものとする。また、その発注に当たっては、特定の業種又は事業者に偏ることなく、資材調達、設備、維持管理その他の本事業に関連する幅広い分野において、市内事業者の受注機会の確保及び地域経済への波及に努めるものとする。

ポイント

企業数を形式的に求めるのではなく、担当業務・責任主体・履行体制が明確な構成を求める。

全企業の担当業務は参加表明時に明らかにし、応募手続は代表企業が行う。

施工者と工事監理者を同一又は関連企業とすることは認めない。設計・施工の連携と工事監理の独立性を両立し、品質確保の体制を確立する。

リスク分担の考え方

主なリスク分担の3区分 — 最終的な負担は契約書・リスク分担表・発生原因等に基づき判断

①市が主に負担するリスク

- 市の提示条件・指示の不備又は変更
- 市の責めによる工事費増加・工期遅延
- 政策変更
- 市が取得すべき許認可の遅延
- 消費税等の変更

②条件に応じて負担を配分するリスク

- 不可抗力（自然災害等）
- 物価変動
- 地中障害物・土壌汚染
- 埋蔵文化財
- 周辺インフラへの影響
- 測量・調査の不備

③事業者が主に負担するリスク

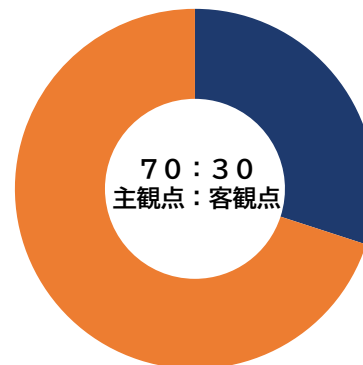
- 事業者の見込・判断・設計・施工の不備
- 独自提案に起因するリスク
- 資材・機材の調達
- 事業者の責めによる工事費増加・工期遅延
- 要求性能未達・施工不良・工事監理の不備
- 引渡し前の施設損傷

選定方法

■ 公募型プロポーザル方式

業務内容に応じた評価テーマを示し、技術提案と実施方針の提出を求め、**技術的に最適な者を特定する方式**。技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務において、技術提案に基づき仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に選定される。

■ 評価基準と配点



主観点：70%
（技術提案）

客観点：30%
（資格・実績・価格）

技術提案に基づく最適事業者の特定

提案内容を審査し、技術的に最も優れた事業者を選定する

価格と技術の総合評価

価格点と技術提案点を合算し、最優秀事業者を総合的に決定する。

品質確保の促進

高度な技術力を持つ事業者の参画により、業務成果品質を高める。